

## 第3期木材利用の促進に関する指針(案)に関する意見の募集について

秋田県では、地域経済の活性化と林業・木材産業の振興を目的とする「秋田県木材利用推進条例」を平成28年3月に制定しました。この条例に基づき、木材利用促進のための施策の基本方針を定めた「木材利用の促進に関する指針」(第1期)を平成29年3月に策定し、以来、県産材の利用拡大に向けた様々な取り組みを総合的に推進してきました。

この間、国においては「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、建築分野における木材の利用が一層促進される環境が整備されるとともに、地球温暖化対策として、森林資源の循環利用に対する社会的認識が高まっています。

このような木材を取り巻く情勢の変化と、これまでの取り組みで得られた成果等を踏まえ、県では、今後の4年間(令和8年度から令和11年度)を実施期間とする「第3期木材利用の促進に関する指針」の策定作業を進めています。

この度、指針案がまとまりましたので、県民の皆様からの御意見を募集します。

### 1 名称

第3期木材利用の促進に関する指針(案)

### 2 意見の提出期間

令和8年2月10日(火)～令和8年3月9日(月)必着

### 3 関係資料等の閲覧方法

秋田県公式Webサイト\*のほか、県農林水産部林業木材産業課(本庁舎4階)、県総務部広報広聴課(本庁舎1階)、及び各地域振興局総務企画部地域企画課で御覧いただけます。

\*秋田県公式Webサイト(美の国あきたネット) <https://www.pref.akita.lg.jp/>  
「美の国あきたネット」→「部署別」→「農林水産部」→「林業木材産業課」  
→「新着情報 new!」

### 4 意見の提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。  
意見書の様式は任意ですが、参考様式を公式Webサイトに掲示しますので、ダウンロードしてお使いください。  
なお、電話や口頭での御意見は受付しませんので、御了承ください。

### 5 意見提出の際の留意事項

意見書の提出にあたっては、住所・氏名を明記してください。  
住所、氏名を明記していない場合には、提出意見として取り扱わない場合があります。

### 6 提出された意見の公表

提出いただいた御意見については、県の考え方を付して内容を公表します。  
その際、住所・氏名は公表しません。なお、同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表することができます。  
また、案に対する賛成、反対のみの意見については、改めて県の考え方を示すことはしません。

### 7 意見の提出先

秋田県農林水産部林業木材産業課  
住所: 010-8570 秋田市山王四丁目1-1  
FAX: 018-860-3828  
電子メール: [rinsan@pref.akita.lg.jp](mailto:rinsan@pref.akita.lg.jp)